

解約時の返還保険料について

引越の際は、住所変更・解約等手续が必要です。
また解約時に保険料の一部を返還できる場合がございますので、
お早めにご連絡ください。

解約の場合の返還保険料の計算方法

保険期間途中での解約の場合は、次の算式により算出し
円単位を四捨五入して10円単位とした額を返還します。

$$\frac{\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}^{※1}) \times \text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}^{※2}}{\text{保険期間(月数)}}$$

※1:契約初期費用(保険契約の締結などに要した費用)

※2:「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げます。
(例)保険期間開始日から、7ヶ月と5日で解約する場合は、8ヶ月となります。

弊社へのお問い合わせ先

弊社へのご相談・苦情
お引越し、異動・解約等のご連絡は

エポス少額短期保険カスタマーセンター



0120-83-0101

年末年始を除く9:30～19:00

万一、事故が起きた場合は

エポス少額短期保険事故受付センター



0120-0101-80

365日24時間受付



エポス少額の あんしん家財保険



家財補償



修理費用補償



賠償責任補償

住まいのあんしんルームガード ROOM GUARD

- このパンフレットは、賃貸入居者総合保険「ROOM GUARD」の概要を紹介したものです。保険の詳細内容は弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、弊社または取扱代理店にご請求ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先(取扱代理店)

引受保険会社

株式会社エポス少額短期保険

関東財務局長(少額短期保険)第64号

〒164-8701 東京都中野区中野四丁目3番2号

www.epos-ssi.co.jp



株式会社エポス少額短期保険

RGP1311-01-20



住まいの駆けつけサービス

365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます！

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。



トイレがつまって流れない！
トイレのつまりの除去



洗面台の給水管が故障して
水漏れが止まらない
原因箇所に応急修理

玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急解錠を行います。



外出中に玄関ドアの
カギをなくしてしまった！
玄関ドアのカギ開け

※現場での30分以内の一時的な応急修理費用を無料とします。

※各種部品代等実費、30分を超える応急修理・作業の場合はお客さま負担となります。

ROOM GUARDは3つの補償でしっかりサポート

1
家財補償

2
修理費用
補償

3
賠償責任
補償

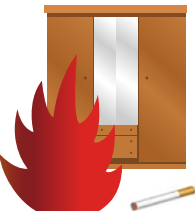
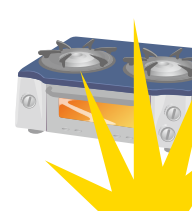
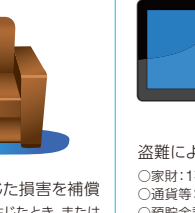
1

家財補償

エポス少額短期保険の『ROOM GUARD※』は、賃貸住宅にお住まいの皆様の大切な家財や賠償責任などを補償します。

※「ROOM GUARD」は賃貸入居者総合保険のペットネームです。

下記の事故により、借戸室に収容されている家財に損害が生じた場合に、再調達価額※1を基準に保険金をお支払します。但し、貴金属・宝石・美術品等※2については時価額※3が基準となります。

① 火災 	② 落雷 	③ 破裂・爆発 	④ 風災・ひょう災・雪災  台風・豪雪等による損害を補償 ※吹込みまたは雨漏り等による損害は除きます。	⑤ 外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊  航空機の墜落や車両の飛び込み等による損害を補償
⑥ 給排水設備等による水ぬれ  給排水設備に生じた事故・他の戸室で生じた事故による漏水等による水濡れ損害を補償	⑦ 騒じよう等による暴力・破壊行為 	⑧ 水災による床上浸水  洪水等の水災により家財に生じた損害を補償 ※再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、または地盤面より45cmを超えるの浸水による場合	⑨ 盗難  盗難による損害を補償 ○家財：1事故100万円限度 ○通貨等：20万円限度 ○預貯金証書：200万円限度 ○乗車券等：5万円限度	

※1：「再調達価額」とは、損害のあった家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

※2：貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円を超えるものは補償対象外となります。

※3：「時価額」とは損害が生じた時に発生した場所における保険の対象価額であって再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

さらにこんな時
お支払いします！
【その他費用補償】

その他、災害時の
お支払いします！
【その他費用補償】

臨時費用保険金
【家財補償①～⑧】

残存物取片づけ
費用保険金
【家財補償①～⑧】

仮住まい
費用保険金
【家財補償①～⑨】

失火見舞
費用保険金
【家財補償①～⑨】

損害防止費用

地震火災費用
保険金※

ドアロック交換
費用保険金

ピッキング防止
費用保険金

※上記の費用保険金は、家財補償の損害保険金との合計額が家財保険金額を超える場合（ただし1,000万円を超える場合は1,000万円限度）でも支払対象となります。
※同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、家財補償のすべての保険金（借戸室修理費用保険金を含む）を合計して1,000万円となります。
※地震火災費用保険金は、地震等による火災を原因として、建物が半壊以上・家財が全壊となった場合のみ支払対象となります。

家財補償保険金額の目安

下表を参考に家財補償の保険金額をお決めください。

家財補償の保険金額は、お持ちの家財の再調達価額に合わせてお決めください。

なお、再調達価額を上回ってご契約をいただいても、保険金の支払額は再調達価額が限度となります。

大人1人	大人2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人 子供2人
				
300～500万円	450～650万円	530～730万円	610～810万円	760～960万円

※その他の世帯構成の場合：大人（18歳以上）1名につき150万円、子供（18歳未満）1名につき80万円を加算。

2

修理費用
補償

お住まいの修理費用【借戸室修理費用】

家財補償①～⑨の事故により借戸室に損害が発生し、賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。

※借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限りま。



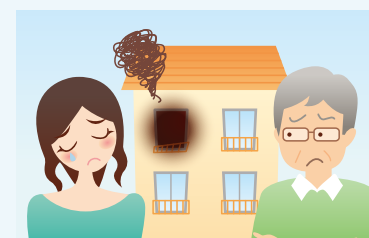
3

賠償責任
補償

家主さんへの賠償責任【借家人賠償責任】

火災や破裂・爆発事故、給排水設備に生じた事故、その他偶然な事故によって借戸室に損害を与え、家主さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※但し、その他偶然な事故については3万円の自己負担額（免責金額）があります。



他人への賠償責任【個人賠償責任】

日本国内での日常生活（業務中を除く）における偶然な事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



保険金お支払例

火災

隣の部屋から火災が発生し、もらい火で家財が全焼

家財損害保険金	430万円
臨時費用保険金	100万円
残存物取片づけ費用保険金	20万円

※17,000円プランのお支払例になります。
※仮住まいをした場合は仮住まい費用保険金も支払われます。

盗難

留守中に泥棒に入られ、指輪とバッグと現金30万円を盗まれた

家財損害保険金 指輪	10万円※1
バッグ	3万円
現金	20万円※2

※1.貴金属は1個または1組30万円を超えるものは補償の対象外となります。
※2.現金の盗難は20万円が限度

賠償

お風呂場の排水管をつまらせて水があふれ、水浸しになった

借家人賠償責任	50万円 （自分の部屋の損害）
個人賠償責任	150万円 （階下の方の損害）



※詳しくは「ご契約のしおり」をご確認ください。

保険金額・保険料参考プラン【保険期間2年】

自動更新で手間いらず！

補償の種類 \ 保険料(プラン)	17,000円	19,000円	21,000円	23,000円	26,000円
家財補償	430万円	545万円	660万円	775万円	950万円
借家人賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※賠償事故の1事故での支払限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円が限度となります。
※保険期間は1年もあります。 ※上記以外のプランもあります。 ※加入プランの変更をご希望の場合は、必要な手続きをご案内いたしますので、弊社までご連絡ください。
※この保険は自動更新型の商品であり、保険期間満了日の1か月前までに、ご契約者から保険契約を更新しない旨の連絡がない場合には、保険契約は更新されます。
また、引越先で、この保険契約を継続することを希望される場合には、必ず引越先の住所を弊社までお知らせください。
上記連絡が無いまま借戸室を退去された場合には、この保険契約の自動更新は行われません。

保険金をお支払いする主な場合			お支払いする保険金の額	
家財補償	次の事故により借用戸室に収容されている家財に損害が生じた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑥水ぬれ ⑦騒じょう等による暴力行為・破壊行為 ⑧水災		損害の額（家財保険金額が限度） ※家財の損害額は再調達価額を基準に保険金をお支払します。但し、貴金属・宝石・美術品等については時価額が基準となり1個または1組の時価額が30万円を超えるものは補償対象外となります。	
	⑨盗難 （警察署等への盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします）	家財	損害の額 [100万円限度]	
		通貨・小切手	損害の額 [20万円限度]	
		預貯金証書（キャッシュカード含む）	損害の額 [200万円限度]	
		乗車券（鉄道・航空等）・宿泊券・旅行券・回数券	損害の額 [5万円限度]	
その他の費用補償	臨時費用保険金	家財補償に記載の①から⑧の事故により損害保険金 が支払われるとき		損害保険金の30% [100万円限度]
	残存物取片づけ 費用保険金	家財補償に記載の①から⑧の事故により損害保険金 が支払われる場合で、被保険者が損害を受けた家財 の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき		実費 [損害保険金の10%限度]
	仮住まい費用 保険金	家財補償に記載 の①から⑨の事 故により損害保 険金が支払われ る場合で、右記費用を 負担したとき	宿泊施設の宿泊料 （食事は除く）	実費 [30万円または賃借料の3ヶ月分 相当額のいずれか低い額を限度] ※但し、家賃、共益費、および敷金・保証金など 賃貸借契約終了時に返還される一時金を 除きます。
			新たに借りる賃貸契約の諸費用	
			新居または宿泊施設への 家財の運搬費用	
	失火見舞費用 保険金	借用戸室から発生した火災または破裂または爆発の 事故により、第三者の所有物に損害が発生したとき		被災世帯数×20万円 [家財保険金額の20%限度]
	損害防止費用	消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用な どを支出したとき		実費
	地震火災費用 保険金	地震・噴火等による火災により、建物が半焼以上と なったとき、または家財が全焼となったとき		家財保険金額×5%
	ドアロック交換 費用保険金	借用戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合で、被保 険者がドアロックの交換費用を支出したとき		実費 [3万円限度] （警察署への被害の届出をし、受理されたこ とを条件とします。）
ピッキング防止 費用保険金	借用戸室の玄関ドアのドアロックがピッキングにより 開錠された場合またはいたずらにより破損したとき			
修理費用補償	借用戸室 修理費用	借用戸室に右記 のいずれかの損 害が生じた場合 で、自己の費用で これを修理したと き	家財補償に記載の事故 （①～⑨）による損害	実費 [100万円限度]
			借用戸室内における 被保険者の死亡による損害	実費 [100万円限度]
			借用戸室の専用水道管に 生じた凍結による損害	実費 [10万円限度]
賠償責任補償	借家人 賠償責任	次の事故によって、借用戸室に損害を与え、借用戸室の 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴 う漏水・放水または溢水による水濡れ、それ以外の偶 然な事故		損害賠償金 [1,000万円限度] ※借家人賠償責任の偶然な事故の場合は3 万円の自己負担額（免責金額）があります。 ※賠償責任補償には、借家人賠償責任保険金 と個人賠償責任保険金を合計して以下の2 つの支払限度があります。 ・1事故の支払限度額：1,000万円 ・保険期間内の通算支払限度額：1,000万 円
	個人賠償責任	日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害ま たは財物の損害について法律上の損害賠償責任を 負担した場合 ・借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故		

保険金をお支払いできない主な場合		
1. 各補償共通	生じた損害	・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見され た損害
4. 借家人賠償責任補償	・保険契約者、被保険者またはこれらの者の 法定代理人の故意 ・被保険者の心神喪失または指図 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 ・借用戸室の自然の消耗、劣化、変色、変質、 虫喰い等 ・借用戸室の使用・管理を委託された者また は被保険者と同居の親族の故意 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等（機 能に支障がない損害） ・電球・ブラウン管等に生じた単独損害 ・電気的、機械的事故 ・風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込み漏入に より生じた損害 ・借用戸室を貸主に明け渡す際に生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の約定により加重され た損害賠償責任	5. 個人賠償責任補償 ・保険契約者・被保険者またはこれらの者の法 定代理人の故意 ・職務に起因する損害賠償責任 ・被保険者相互間および同居する親族に対す る損害賠償責任 ・被保険者の使用人が業務中に被った身体障 害に対する損害賠償責任 ・暴行、殴打に起因する損害賠償責任 ・第三者との間の約定により加重された損害 賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物 の損害についてその財物につき正当な権利 を有する者に対しての損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行、殴打に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用 または管理に起因する損害賠償責任
ご契約に関してご注意いただきたいこと		

1. 家財補償の対象物について

家財補償の保険の対象は、借用戸室に収容
され、かつ被保険者の所有する生活用の動産
（家財）です。ただし、次の物は、保険の対象
には含まれません。

- ①船舶、航空機および自動車※1ならびにこれ
らの付属品
- ②通貨等、預貯金証書、乗車券等※2、クレジッ
トカード、プリペイドカード、ローンカード、有
価証券、印紙、切手、商品券、チケット類等
- ③業務用の動産
- ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の
時価額が30万円を超えるもの
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿等
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコン
ピュータ用の記録媒体に記録されているプ
ログラム、データ等
- ⑦動物および植物
- ※1：自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付
自転車（総排気量が125cc以下のもの）を除き
ます。
- ※2：通貨等、預貯金証書および乗車券等については、
盗難による損害のみ対象となります。

2. 借用戸室について

この保険は賃貸住宅専用の保険であり、居住
用の賃貸住宅※のみ加入対象とすることがで
きます。

※一戸建を含み、借用戸室に付属する物置、車庫等の
建物に収容される家財も補償対象となります。

3. 保険契約申込み時の告知義務

保険契約のお申込みにあたっては、次の事項
（告知事項）を正確に保険契約申込書にご記入

- ください。保険契約申込書に記載した次の事
項が事実と異なっていた場合、弊社は、保険契
約を解除し、保険金をお支払いできない場合
があります。
- ①家財を収容する借用戸室の所在地と用途
- ②保険契約者の氏名または名称
- ③被保険者の氏名と生年月日
- ④被保険者と同居する者の人数
- ⑤この保険契約と同一の危険を補償する他の
保険契約等の有無

4. 保険契約締結後に通知いた
だきたいこと

保険契約締結の後、次のいずれかに事項が発
生した場合には、遅滞なく、弊社にご連絡くだ
さい。

- ①保険契約者の住所変更
- ②被保険者が借用戸室に居住しなくなったこ
と
- ③借用戸室の用途を変更したこと
- ④①から③のほか、3.に記載の告知事項に変
更を生じたこと
- 変更事項によって保険契約の引受範囲を超え
ることとなった場合には、弊社は、保険契約を
解除することができます。

5. 賠償責任補償（借家人賠償・個人
賠償）の保険金のお支払い

賠償責任事故の被害者は、被保険者が弊社に
対して有する保険金請求権について先取特権
（保険法第22条に基づく権利です。）を有しま
す。被保険者は、被害者に弁済をした金額また
は被害者の承認を得た金額の限度においての

み、弊社に対して保険金を請求できます。弊社
が保険金をお支払いできるのは、次の①から
③まで場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償と
しての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾し
ていることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づいて、弊社から直接
被害者に保険金を支払う場合

6. その他

- ・この保険には、保険契約の申込み後、申込み
の撤回または保険契約の解除ができるクー
リングオフ制度があります。詳しくは重要事
項説明書をご確認ください。
- ・この保険には、地震火災費用保険金を除き、
地震に関する補償はありませんので、ご注意
ください。
- ・この保険の保険料は、所得税の地震保険料
控除の対象とはなりません。
- ・ペーパーレスによる地球環境保護の促進のた
め、弊社では保険証券の電子交付（書面による
交付を行わず、WEB画面上に表示された保険
証券記載事項を閲覧可能とする方法）を推進
しておりますので、ご協力をお願い致します。
- ・保険期間満了時には、弊社から更新案内（満
了日の2か月前まで）をお送りしますので、借
用戸室からの退去等により、保険契約の更新
が不要な場合には必ず弊社までご連絡くだ
さい。更新をしない旨の連絡がない場合に
は、保険契約は更新され、更新契約の保険料
の請求処理が行われます。

※詳しくは「ご契約のしおり」をご確認ください。